

安城市障害者就労相談員募集要項

1 採用人員・資格要件等

採用予定人員	資 格 要 件(職 種 等)
1名	(1)相談記録の作成等に伴い、簡単なパソコン操作（エクセル等）ができること。 (2)障害者就労施設、公共職業安定所（ハローワーク）などにおいて実務経験が通算3年以上あること。

2 勤務内容

- (1)就労を希望する障害のある人からの相談を受け、必要に応じて一般企業や障害福祉サービス等事業所、その他の関係機関へ案内すること。
- (2)相談の内容やその場での対応について隨時記録をとり、相談実績等の管理をすること。
- (3)一般企業や障害福祉サービス等事業所、その他の関係機関と連携調整を行い、障害者雇用促進に関する事業に携わること。
- (4)その他、障害福祉に関する事務を行うこと。

3 勤務条件等

賃 金	勤務条件等	年次休暇	備 考
時給1,470円 ※掲載している金額は法令等の改正により変更となる場合があります。	週4日以上、原則として、午前9時から午後4時まで勤務（休憩1時間を含む）。ただし、業務の遂行上必要な場合は、午後4時以降の時間帯においても勤務をお願いする場合があります。	勤務日数により定める。	期末手当、勤勉手当あり。通勤距離によって通勤費用弁償あり。

※身分は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する「会計年度任用職員」となります。

※その他に関しては、安市の定める条例・規則等による。

4 採用選考

【募集期間】

令和8年2月13日（金）まで

【選 考】

実施内容：面接

実 施 日：令和8年2月27日（金）

5 採用

【採用】

令和8年4月1日(水)

【任期】

令和9年3月31日(水)まで。以降1年毎に任用の可能性あり

6 採用申込

【提出書類】

採用申込書(障害福祉課障害福祉係、同課ホームページで配布します。)

【申込受付期間】

午前8時30分～午後5時(ただし、安城市役所休業日を除く。)

【申込受付場所】

安城市役所障害福祉課障害福祉係(北庁舎1階38番窓口)

7 その他注意事項

- (1)結果は、採用、不採用に関わらず、ご本人宛てに通知します。
- (2)提出書類は一切お返しいたしません。

お問合せ先

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市役所 障害福祉課障害福祉係(北庁舎38番窓口)

電話 0566-71-2225(直通) FAX 0566-74-6789